

「公共の扉」で習得した「見方・考え方」の活用を促す授業開発 －公共の扉の単元構成とルールメイキング導入の試み－

阿部 哲久

「公共」では、1年間を通じた授業における思考の枠組みを習得する「公共の扉」の単元は重要な意味を持つ。「公共の扉」とそこで習得した知識や見方・考え方を活用させるのに効果的な単元の指導プランを作成し実践した。ルールメイキングを教材化することが効果的であることが明らかとなった。

1. 問題の所在

高等学校公民科「公共」では、最初の大単元「公共の扉」において、功利主義や義務論といった「選択・判断の手掛かりとなる考え方」や、「法の支配」「民主主義」のような現代社会の基本原則などを学び、ここで学んだ知識や技能、「見方・考え方」を働かせて、「現代社会の諸課題について合意を視野に入れた議論をさせる」こととされている。

盛りだくさんな内容であるが、概ね10～15時間程度で行うことが想定されており、1年間を通じて「活用」することを想定した各分野の「見方・考え方」をどのように精選するかは大きな課題である。また習得した知識や技能、「見方・考え方」は、ただ「使っただけ」と投げかけても容易に活用できるようになるものではない。習得から活用への手ほどきをどうするかを明らかにする必要がある。

2. 研究の目的と方法

本研究では、限られた時間数の中で必要とされる「見方・考え方」の習得を可能にする「公共の扉」の単元構成を示すとともに、「公共の扉」で習得した「見方・考え方」を最初に活用するのに適した題材を明らかにして実践し、その効果を検証する。

3. 単元の構成

まず、学習指導要領で示された「公共の扉」で習得すべき知識・技能や思考力、判断力、表現力をもとに次のような単元を構成した。各小単元の題材設定の理由を簡潔に示す。

(1) 導入

「公共的な空間と人間との関わり」について考えていくことの動機付けとして、じゃんけんを用いた「囚人のジレンマ」のゲームを取り入れる。ゲーム理論的な合理的判断のジレンマだけではなく、人は協力的な方向でのバイアスを持っているという社会心理学の知見も取り入れて、リアルな人間を想定した協力の可能性について議論させる。

(2) 選択判断の手掛かりとなる考え方

選択・判断の手掛かりとなる考え方について学ぶ題材として「トロッコ問題とファットマン問題」と「ハート・デブリン論争」を扱う。トロッコ問題は功利主義が少数の切り捨てだという誤った理解に結びつきやすいという難点があるが、トロッコ問題とファットマン問題で自分達の判断基準が変わってしまう、すなわち、同じ構造の問題であっても「提示のされ方」で私たちの判断は変わっており、確固たる判断基準に従っているわけではない、ということを経験させる上では効果的な題材である。あわせて、私たちの判断には、直観的な速い判断（システム1）と論理的な遅い判断（システム2）があることにも気づかせる。

学習指導要領で示された功利主義と義務論について、実践に当たって生徒が陥りやすい誤解は「功利主義は多数派の意見を尊重すること」というものがある。功利主義は幸福の最大化を目指す考え方であるが、それは単純な多数決ではない。ベンサムは同性愛が犯罪とされていた時代に、同性愛者を認めても異性愛者の幸福が損なわれず同性愛者の幸福が増えるのだから功利主義に基づいて認めるべきだと唱えている。一方、義務論についても生徒は自分の中の道徳的感覚を一般化できると考えて安易に主張してしまいがちである。そこで生徒が誤った理解に陥らないよう、イギリスで戦後、同性愛の非犯罪化を

めぐって起こった「ハート・デブリン論争」を題材として扱う。^(注1)

(3) 人間としての在り方・生き方

功利主義と義務論は、社会の中で多様な意見を調整し合意を目指す上で重要な考え方ではあるが、哲学はそれだけではない。社会的に「正しい」判断を目指すだけではなく、自分自身が人間として「善い」生き方を目指すことも重要である。そこでソクラテスを導入としつつ、徳倫理など先哲の思想に触れさせる。今年度当初の実践では、自由・自主・自律の校風を題材として、自由や自律について考えた思想家達について学習した。

なお、本小単元については、多様な人々の立場を功利主義や義務論などを用いながら検討していくという公共道徳（「社会のための哲学」）にもとづく選択・判断だけではなく、個人の心の中に育まれている道徳性（＝私的道德）と公共道徳との関係を整理し橋渡しすることが必要であると考えられることから、新たに生命倫理を題材とした小単元を開発した。詳細は別稿^(注2)を参照されたい。

(4) 法的な考え方

学習指導要領では、公共的な空間における基本原理として「法の支配」が示されている。直感と異なる法的な判断の例を示すことで、法的な「見方・考え方」の習得を意図した。

(5) 民主主義

学習指導要領では、公共的な空間における基本原理として「民主主義」も示されている。「民主主義」については、分かったつもりになっているが深く考えたことがないという生徒が多い。そこで、ロックとルソーを例に、現実に行われている「権力抑制のシステム」としての民主主義と、理念として多くの人が共有している「民衆が決定するシステム」としての民主主義という異なる民主主義観を学ばせる。また、民主主義に内在する課題についても検討させる。

(6) ルールメイキング

(1)～(5)で習得した知識、技能や「見方・考え方」を活用して、自分自身が、自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする活動を実際に行わせるため、ルールメイキングを行う。

4. 題材設定の理由

本研究では、「公共の扉」で習得した「見方・考え方」を最初に活用するのに適した題材としてルールメイキングを選択した。

筆者はは昨年度まで「公共」を想定した先行実践

を行い、「公共の扉」で習得したことを活用して社会の課題に対して合意を視野に入れた議論を行ってきたが、その中でいくつかの課題が明らかになっている。これまでの実践から見てきた課題の一つは、当事者性の不十分な考察や議論に留まりやすいことである。自分ごととしての認識が不十分であれば、選択・判断の手掛かりとなる考え方の理解や活用も形式的なものに留まってしまう。もう一つは、当事者性を持たせることが十分にできたとしても、理解の深化によって合意の困難さに気づきかえって意欲をそいでしまう可能性があるということである。

これらの課題については、昨年度までの実践を通じて、当事者性を持って「公共の扉」で習得したことを活用した議論を行う上で「校則」が題材として適していること^(注3)、合意の困難さをこえるためには「留保条件→自己の変革→合意」を目指すのではなく「合意→継続した議論→合意の修正の繰り返し」への転換に一定の効果があること^(注4)を明らかにしてきた。

そこで今年度は、当事者意識を持って「合意の後を生きる」場面を作るためには、授業の外側への広がりや継続が必要であるという仮説に基づき、当事者性のある学校内の問題についてルールメイキングを行い、条件に合わせた投票方法の検討を行った上で多数決を行って一旦「合意」を作り、そのルールの下で生活しながら、継続した検証や必要に応じた修正などを行わせることとした。

5. ルールメイキングの教材化における課題

ルールメイキングの実践については長く低調だったように思われるが、近年文科省の校則見直しの働きかけもあり急速に広がりを見せ、各地で校則の見直しが行われ、報道されている。

これらの近年の実践事例については、「自分たちでルールを変えられる」という経験には代えがたい意義があると考えられる一方で、課題もあるのではないかと考えられる。

それは、不合理な既存のルールの存在を前提としていること、そして、その不合理さを見直すという社会の側の働きかけによるものであるということである。生徒自身が変更できる問題かどうかという線引きは社会の側の基準の変化の反映にとどまるともいえる。また、不合理な既存のルールの変更といういわば正解の存在を前提としているものが多く、答えの無い問題について選択・判断の手掛かりなどを用いて合意を視野に入れた議論をするという「そもそもその議論」が行われにくいということである。

表1は、公共の扉に関わって社会的な論争問題を整理したものである。社会問題として扱われている問題には、多様なものがある。

例えば地域紛争への介入を独裁政権による犠牲を終わらせるためのやむを得ない犠牲と主張すると功利主義的だが、介入によって紛争が拡大し犠牲が増える可能性から反対するとしたらこれも功利主義的といえるだろう。功利主義と義務論が対立する事例は実は多くなく、実際の社会問題では、功利主義や義務論に対して社会道徳や慣習などが対立しているBの問題がかなり多いと考えられる。ジェンダーに関わる問題やブラック労働などの問題もBに該当するケースが多いのではないだろうか。

表1 社会的な論争問題の分類

A	社会道徳と功利主義、義務論の結論が一致する問題	論争問題にならない
B	義務論と功利主義の結論が一致し、社会道徳と対立する問題	同性婚、夫婦別姓、など
C	功利主義による調停が難しい問題	特定の場面での人工妊娠中絶、紛争介入の是非など
D	義務論と義務論が対立する問題（「義務の葛藤」）	困っている人を助けるために嘘をつくべきか、など
E	義務論と功利主義が対立する問題	人道的介入、トリアージ、など

校則については、その必要性が功利主義でも義務論でも社会道徳でも支持されている場合のA、いずれでも否定され見直しが広く支持されている場合のA、功利主義や義務論からは見直しが要請されるが社会通念が対立している場合のBが考えられるだろう。

見直しが問題となるような校則問題はこの表で言えば、AとBとの境界に位置していると考えられる。しかし、Aに近づいた問題は「ブラック校則」としてルールメイキングが許されるが、社会通念が強固な問題、高校生はそういうものだ、と多くの人が考えている問題については生徒が受け容れることが求められるとしたら、ルールメイキングの実践はむしろ社会通念を再確認する場面になる可能性があるのではないか。学校でのルールメイキングの実践がどこまでBの問題に踏み込むことが出来るかという問題は考えておく必要がある。なぜならいまでもなく、学校には、「社会化」という大きな役割があるからである。学校には「社会化」と「対抗社会化」の役割がある。社会に馴化させるという「社会化」と、社会の中のあたりまえを見直し、より良い社会に変えていける力を育成するという「対抗社会化」とい

う矛盾をはらんだ目標をともに達成せねばならないのが学校である^(注5,6)。「校則見直し」という枠組みは、「不合理なルールの見直し」が前面に出ることで、安易にルールそのものを軽視することにつながることも懸念されるが、問題はそれだけではなく、むしろ、学校が一緒になって、「現実可能な範囲での校則見直し」を行おうとすれば、合理的な議論だけで進めることは難しく、見直し可能かどうかの線引きは、結局大人社会の側の社会通念の変化の反映にとどまることになる。一見「対抗社会化」に向かっているように見える取り組みが、「変化したあたりまえ」を受容するだけで「社会化」を強化し、むしろ主権者としての力を削いで終わる可能性もある。学校における「社会化」と「対抗社会化」のジレンマについてはこれまでも研究されている^(注6)が、「社会化」と「対抗社会化」のジレンマの中でルールメイキングを行う難しさが確かに存在すると言えるのである。

そのため、「社会で通用するようにさせる」など、社会化を重視する傾向の強い学校文化の中で、さらには奥田^(注7)が指摘するように、法やきまりについての理解にも偏りがある中で、生徒だけではなく、教師をふくめてどのように実践の意義についての理解を広げていくかを考えていく必要がある。

これらのことから、ルールメイキングの対象には、ルールと社会通念や社会道徳との関わりを検討する必要がありつつも、社会通念に強固に縛られない題材であること、「問題のあるルールを変える」という取り組みではなく、「ゼロからのルール作り」ができる題材であること、が望ましいと考えられる。

本研究では、このような題材としてスマホの校内での使用ルールを作らせることにした。

本校ではスマホの利用については細かいきまりを設けず、必要に応じて考えさせる指導をしていたが、明確なきまりが無いと指導がしにくい、他校に合わせるべき、という声などもあがっていた。そこで、公民科として「公共」の実践として提案し、管理職の了承を得た後、対象学年、生徒指導部の了解を得て高校1年生の取り組みとして授業を行った。

大きなプロジェクトにするのではなく、公民科の取り組みとして限定的に実施すること、また緩やかに運用されていた問題について新たにルール作りをさせることは、学校でのルールメイキングのハードルを下げることに繋がると考えられる。もちろん題材はスマホである必要はなく、それぞれの学校の実態に応じて、条件に合ったルールを対象とすることが望ましいだろう。

6. 学習指導案

(1) 単元の目標（学習指導要領より内容 A の(1)(2)(3)を総合して単元として設定）

知識・技能

現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに、諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けさせる。

思考・判断・表現

現実社会の諸課題の解決に向けて、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。

主体的に学習に取り組む態度

よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深める。

(2) 単元計画（15時間）

第1次	人は協力できるか？	1時間
第2次	選択・判断の手掛かりとなる考え方	3時間
第3次	哲学入門・自由について考えよう	2時間
第4次	法的な考え方とは？	2時間
第5次	民主主義について考えよう	2時間
第6次	スマホルールを作ろう	5時間

(3) 学習指導過程

小単元	題材等	学習の概要・留意点等
人は協力できるか？ (1時間)	囚人のジレンマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲーとパーだけでじゃんけんを10回戦行い囚人のジレンマを体感させ、人は協力し合えるのか考えさせる。 ・非協力が合理的（ナッシュ均衡）になってしまう場面があることと同時に、一方で心理学の実験では約半数の人は協力的に行動するという山岸俊男らの研究などを紹介し、これから、人間の複雑さをふまえながら社会の課題について考え議論していくことを伝える。
選択・判断の手掛かりとなる考え方① (2時間)	トロッコ問題とファットマン問題 システム1とシステム2	<ul style="list-style-type: none"> ・マイケル・サンデルの「白熱教室」で有名になったトロッコ問題とファットマン問題を題材に功利主義と義務論の概要を理解させる。ただし、主な狙いは「私たちの判断基準は問われ方で簡単に変わる」こと、自分の判断が不安定なものであることに気づかせることである。 ・近年の哲学や神経科学、心理学の知見をもとに、私たちの道徳的判断はとっさに判断する速いモード（システム1）とじっくり考えて合理的に判断する遅いモード（システム2）があることや、道徳的な直観的判断力を持っているからこそ対立がおこってしまうことなどに気づかせる。
選択・判断の手掛かりとなる考え方② (1時間)	ハート：デブリン論争	<ul style="list-style-type: none"> ・トロッコ問題は「功利主義は少数を切り捨てる考え方だ」と誤解を与えやすいため、1950年代イギリスで当時重罪であった同性愛の非犯罪化をめぐる行われた論争を題材に、多数派に害を与えない少数派の自由の保障は功利主義によって支持されることに気づかせ、功利主義が数の論理ではなく、幸福の最大化すなわち「可能な限りいろんな立場の人の幸福をめざす」考え方であること、同性愛が犯罪だと信じていた人達のように義務論的な普遍的な道徳的判断のつもりでも社会通念に過ぎない可能性があること、などに気づかせる。 ・政策などの「選択・判断の手掛かり」として功利主義や義務論を使って考えることができることを理解させる。
哲学入門・自由について考えよう (2時間)	ソクラテス、JSミル、カント、ロールズ	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の問題を考える上で功利主義や義務論を使いこなすとしても、哲学はそれだけではない。社会全体に関わる判断とは別に、君たち自身はどう生きることが「善い」と考えるだろうか、と問いかけ、徳倫理をはじめとする先哲の思想に触れさせる。ソクラテスを導入としつつ、本校の校風と関連付けて「自由」について論じた哲学者を学ぶ。厳格な自由意志に基づく「自律」を求めるカントの思想や、自由の制約原理としての、ミルの危害原理、ロールズの格差原理、などを扱い、「自由」について多面的・多角的に考えさせる。

法的な考え方とは？（2時間）	法の支配，法と道徳の境界	<ul style="list-style-type: none"> ・「生徒会長が，文化祭の締切に遅れた応募者を救いたいがルール違反をしたくないのでルールを変えて締切を延ばした。これは許されるか」という問いが導入である。ここで問題にしているのは応募者を救済することの是非ではなく，締切を延ばしたらルールを守ったことになるか，である。答えは否である。これではルールが会長に従属しており「人の支配」になっている。ルールの運用者もルールの下にあるという「法の支配」について理解させ，法の考え方についての理解を深める（なお，会長が違反者の汚名を引き受けて救済することは可能であろう）。表面的形式的にとらえられがちな「ルールを守る」ことについて思考を深めさせる。 ・きまりには法・道徳・慣習があること，道徳は内面の問題であり強制されず，法は強制力を必要とし行為のみを裁き内面に介入しないこと，慣習は自然発生したもので人権との齟齬を含む場合があること，などを学び，「合法だが不道徳」や「違法だが道徳的」な例などを考えさせ，法や道徳について多面的・多角的に考えさせる。
民主主義について考えよう（2時間）	民主主義，多数決と公正な決め方	<ul style="list-style-type: none"> ・ロックとルソーの異なる民主主義観の存在に気づかせ，「みんなのことをみんなで決める」というイメージ異なり実際の民主主義は権力抑制の仕組みであること，「みんなのことをみんなで決める」といった瞬間に「みんな」と「みんな以外」が定義されるという危うさも持っていることなどに気づかせ，民主主義について多面的・多角的に考えさせる。 ・多数決の持つ公正さと限界について理解させ，多数決を用いない方が良い場面について検討したり，ボルダ投票のような単純投票以外の様々な多数決の方法について検討することで，民主的な合意の方法について多面的・多角的に考えさせる。
スマホルールを作ろう①（1時間）	課題と見通しの提示 授業中のルール	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中のルールについて3～5人の班で議論し提案を板書させクラスで共有する。 ・合理的配慮の必要性などに気づかせるため本時では教師の指示に従う以外の基準を考えさせた。（次時からは教師が許可した場面のルールに限定して検討させた） ・次のような働きかけを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な立場（特別な機器を必要とする人，依存しがちな人，誘惑に弱い人など）について考慮し，だれもが幸福になる方法を考えよう。（功利主義） ・法を，あるべき姿を定めるものと考えるか，判断基準の最低ラインを定めるものと考えるか，検討しよう。 ・やっていいことを定めるのか，やってはいけないことを定めるのか考えよう。
スマホルールを作ろう②（3時間）	休憩時間のルール 登下校中のルール 他クラスでの提案	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩時間，校外をふくめた議論を3～5人の班で行い提案を板書させクラスで共有する。 ・2時間目以降は，他のクラスの提案を紹介（黒板を写真に撮っておき電子黒板に掲示）しつつ，それぞれの案についてもっと検討すべき点を指摘した上で，班の最終案を作成させた。（時間の都合で2時間以降は校外ルールは対象外とした。） ・次のような働きかけを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・「授業を充実させるために」など，法の主旨を明示している班があるね，このように大きく目指す状態を示した上で，具体的なきまりを定めるといいね。 ・きまりが曖昧なのに罰則が定められている班があるね，権力が濫用できそうだね。 ・マナーを守る，というのはきまりとして機能するだろうか，具体的にはどうなったらマナー違反なのかお互いに確認し合ってみよう。 ・「自由」という班があるね，確かにいままでルールが無い状態だけ大きな問題は生じてないね，それはなぜだろう？みんながそれぞれの判断基準にしたがってきたからじゃないかな？でもそれは同じだったのかな？今後ズレが生じる可能性もあるね，自分自身の判断基準を交流し合ってルールとして明記すべき基準を考えよう。 ・自分自身の判断基準を持っていることはとても大切なことだね。 ・「自分で解決できるから決めなくて良い」という意見があったよ，言いたいことが言える人は良いけど，力関係があったら公正な解決ができるだろうか。ルールがある意味はそこにあるかもしれないね。
スマホルールを作ろう④（1時間）	クラスの提案を決めよう	<ul style="list-style-type: none"> ・班の最終案をもとにクラスの提案を決める。 ・次のような働きかけを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの議論や指摘をふまえて班の最終案を作成しよう。 ・（前時までの働きかけを再度行い想起させる） ・最後に最終案を板書させ，いくつかのパターンに分かれ票割れが予想されたので生徒にもどのような決め方にするか考えさせた上で，ボルダ投票を行った。
スマホルールを作ろう⑤（投票のみ）	学年のルールを決めよう	<ul style="list-style-type: none"> ・全クラスの案をもとに学年のルールを決める。（各クラスの代表意見はパターンが分かれなかったため，単純投票を行った。） ・投票のみを行い，授業は次単元に進んだ。
（発表）		<ul style="list-style-type: none"> ・全てのクラスの投票が終わった時点で「公共」の時間内で結果を発表した。

※学習にあたっては，中学校での学習のばらつきを考慮し，予習として中学校でのきまりや対立と合意，効率と公正の学習に関わる動画を視聴するよう指示して行った。^(注8)

7. 実践の様子

ルールメイキングは5時間で設定した。「公共の扉」全体で10時間程度と考えるとやや多いが、この小单元である程度十分な時間を確保して基本的な議論の形をつくるべきであると考えた。

議論にあたっては、様々な立場について、例えば障害などで必要としている人、節度を持って使える人、スマホ依存の人、など、様々な人について考慮し、それぞれが困らないようにしよう、と働きかけた。また、法をどのようにとらえるか（すべき行動を定めるのか、してはいけない行動を定めるのか）、についても検討することを求めた。

グループごとにまとめた提案を板書させ、クラス内で共有するとともに、写真に撮ってプロジェクトに投影して全クラスのもの共有し、少数であっても特徴的な意見は採り上げるなどしながら助言をしていった。場面設定については、識字障害などへの対応でタブレットを持たせる事が許可されなかった学校の事例などを通して、合理的な配慮のような特別なニーズへの対応の必要性、一方で誘惑に弱い人がいるかもしれないという可能性などについても考えさせたいという意図を持って授業中、休憩時間、登下校中の三場面を設定したが、時間的にも議論が拡散しがちであるという点からも場面を多くしすぎたことは改善すべき点であった。

今回のルールメイキングは、生徒からすれば「不合理なルールを自ら変更し自由を獲得する」というものではなく、いわば「今まではルールが無かったところに自分たちでルールを作り自由を制限する」という取り組みであったが、生徒は非常に意欲的に取り組んでいた。同時に既に合意の難しさへの気づきも口にする生徒もみられた。

実践を通じて、生徒の提案や発言からは、いくつかの特徴的なパターンがあることが分かった。

多くのグループが用いたのが「マナーを守る」「周りに迷惑をかけない限り」「自由にする」という表現である。

「マナーを守る」という表現からは、漠然と自分と同じ感覚を皆が持っていて、その基準に合わせれば問題は起きないという生徒の意識が読みとれる。このような発言に対しては曖昧さへの気づきを与えるような働きかけを行った。

「周りに迷惑をかけない限り」という表現は、曖昧さを含みつつも危害原理的な意味合いがよみとれる。自由を最大限確保するという点で多くの生徒は危害原理に共感するが、ルールとしてやはり曖昧である。あまり抽象的だと司法のような権利の調整の

場が頻繁に必要なことにふれ、生徒から多く出た、歩きスマホや大きな音を出すことの禁止などは危害原理として理解できることなどを示して、ある程度具体的な内容になるよう助言した。

最初に授業時間について考えさせたせいか、休憩時間は「自由でよい」という意見も一定数でてきた。実のところ、これまできまりが作られていない中で大きな問題は起こっておらず、自由でよいのではと考えるのも当然ではある。しかし問題が起こっていないのは、個々人が自分の中の道徳的判断に従ったからであり、ここでも生徒は自分の中の判断基準が誰にとっても自明であるという考えに立っているといえる。そこで、「誰もが適切に行動できれば法は無くても良いともいえる」ことを確認しつつ、ルールを必要としてこなかった自分の中の判断基準の存在を意識させるとともに、それは本当に皆同じだったのか確認しあわせ、多様な場面、多様な可能性を考えさせて一定のラインを定めるように働きかけた。この場面ではさらに、「高等学校での道徳教育の中核的な指導場面」（学習指導要領）として、個人個人の「人間としての在り方生き方」についての考察へと発展させることも可能であったように思われた。

自由が良いと答えた生徒の中には、少数だが、自分は困ったことがあっても頼んだり自分がその場を離れるなど自分で対応するからいい、という生徒もいた。これには頼めるかどうかに関係が影響するのではないかと、害を受けた方が対応することが原則になっても良いのか、などと投げかけた。これらは「法の意義」そのものについての議論にもなっていたように思われる。

また、最終的な決定の方法については生徒に妥当性の高い方法について投げかけ議論した上で選択し、クラスの代表意見を選ぶ際はボルダ投票を、学年のルールを決める際は通常の投票を行った。民主主義の学習を活用する場面にもなっていたと考える。

8. 結果と考察

実践を通じて、グループ内での議論や教員との対話を通じて、功利主義や義務論の活用を模索したり、法と道徳についての理解を深めたり、民主的な決め方を実践したりするなど、公共の扉で学習した内容を総合的に生かす場面になっていることが明らかとなった。各クラスから提示された案と投票結果を示したものが表2である。

表2 各クラスからの最終提案と投票結果

(A～Eはクラス、数字は得票数、ゴシックが確定したルール)

授業編 ※担当教員が使用を許可した場合のルール	休憩時間編
A: 35 授業の目的を達成するための使用を前提とする。よって、ゲーム、SNS、動画視聴アプリは不可。 また、授業中にスマホが必須となる状況を作らない	A: 25 基本イヤホンを使用する。音を出す際は誰かから注意された場合は音量を下げるか音出しを控える。
B: 47 学習の質を高める場合の使用を許可を基準とする。「板書の撮影」「調べ学習」「電子卓」は可。	B: 38 全ての生徒が快適に過ごせるための利用を許可を基準とし、音だし、移動中の利用、は不可。 それ以外の行動は基準を元に判断する。
C: 38 学習のための使用は許可とし、音が外に漏れてはいけない、先生が話を始めたらずすぐ聞けるように使用する。 先生が付けた条件は厳守する。	C: 55 音が外に漏れないように使用する。 班活動、学校行事のために他人に聞こえる音量で音を出すことは可。 歩きスマホ不可。
D: 45 危害原理を原則として授業を妨害するような行為は不可とする。 主に以下の二つ、音を出さない(片耳イヤホン可)、ライトは10ルーメン以下。	D: 41 生徒の自由を尊重するため、廊下でスマホを使用している状態で道をふさがらない。
E: 32 クラスメイトが自分の思うように勉強できるできる環境を維持できる限りとする。 騒音、授業に関係の無い動画やゲームは不可。	E: 42 次の授業に支障が出ないように、授業の準備をしてから使用する。 事故につながるため歩きスマホは不可。

最終的に合意されたルールはシンプルなものになっているが、クラス内の提案を集約していく段階では様々な基準が出されている。様々な基準それぞれの意義が共有された上での合意であり、ルールメイキングの授業を通じて、法の意義や自分自身の道徳的判断基準について考えさせることにつながったと考える。また、ルールメイキングの道徳教育的意義についてはこれまでも苦野一徳ら^(注9, 10)が「相互承認」という視点から意義を語っているが、自身の「人間としての在り方生き方」について考えることにもつながることが見てとれる議論であったように思われる。

9. 成果と課題

実践を通じて、「公共」の導入単元である「公共の扉」の単元で学習した、功利主義や義務論、法と道徳、民主的な決め方、などを総合的に生かした活動になることが確認できたこと、また、法に関わる理解を深める意義や、さらには道徳教育としての意義が見いだされたことは成果である。

ただし、本実践では題材の関係で、やや自身の道徳性について素朴に高いことを良しとするような扱いになっていた。様々な社会問題について考える際には必要となる、「道徳的でありえていない他者(弱者)」への深慮については今後検討していく必要もあると考える^(注11)。

また、時間数の関係で議論が拡散することを防ぐために途中から登下校時を検討対象から外したが、本来であれば、学校のルールに縛られない時にどのように振る舞うべきか、を考え、実行できるようにさせたいところであり、今後時間を見つけ出してぜひ議論を続けたいと考えている。

今回の実践は、自分たちでルールを作り、守る、とともに、運用していく中で、課題があれば見出したり、異議申し立てをしたりするという、主権者として社会を構成していくことを目標としており、今回のルール決定がゴールではなく、継続して取り組んでいくものであることを再度確認して結びとした。

注

注1: 阿部哲久, 『「対立をこえる」力の育成をめざす, 二重過程理論を導入した公民科の授業開発: 同性愛の非犯罪化をめぐる『ハート・デブリン論争』を題材として』, 『中等教育研究紀要』第64号, 広島大学附属中・高等学校, 2017年
注2: 阿部哲久, 「人間としての在り方生き方を探究する『公共の扉』の単元開発 - 徳倫理の導入による『対立をこえる力』の育成-」, 広島大学附属中・高等学校教育研究大会発表資料, 2022年

注3: 阿部哲久, 「「対立をこえる」力の育成を目指した公民科の授業開発 - 功利主義(帰結主義)をどう学ばせるか, 道徳的直観と論理の葛藤を引き起こす教材の検討-」『中等教育研究紀要』第66号, 広島大学附属中・高等学校, 2019年

注4: 阿部哲久, 『「対立をこえる」力を育成する新科目『公共』の経済単元開発』, 『中等教育研究紀要』第68号, 広島大学附属中・高等学校, 2021年

注5: 岡明秀忠「対抗社会化をめざす社会科S・H・エンゲルの内容構成論を中心に」『社会科研究』第39号, 全国社会科教育学会, 1991年

注6: 奥村尚「社会科カリキュラムデザインの提案—単元「学校は民主的か?」の開発を通じて—」第69回全国社会科教育学会・第37回鳴門社会科教育学会 合同研究大会発表資料, 2020年

注7: 倫理学者の奥田太郎は「学校現場で使用されている「規範意識」という用語が「現行の法や制度的規範に対して批判的に検討を加え, より望ましい規範を創出していくとい

た能動的な倫理的意識は含まれず、既存の法や制度的規範に従順に振舞おうとする受動的な意識のみが含意される意味で用いられている」と指摘している。奥田太郎、「規範意識と道德教育」『責任と法意識の人間科学』（唐沢穰・松村良之・奥田太郎編著）、勁草書房、2018年、239-260

注8：動画は、以下のリンクを参照

<https://youtu.be/EwJHRj5-esk> 社会ときまり

<https://youtu.be/LeZZFFx9z5A> きまりはなぜあるか

<https://youtu.be/bN3GXd9NQ2A> 対立と合意、効率と公正

<https://youtu.be/VrYCXJ1BwOk> 合意の方法

注9：苫野一徳『ほんとうの道德 社会化－対抗社会化のジレンマを乗り越える』トランスビュー、2019年

注10：中村裕行「高校におけるこれからの道德教育と新科目「公共」との関連性について」『人間学研究論集』、武蔵野大学通信教育部、2021年

注11：注2の実践で示した「徳倫理」の導入は、このような他者への深慮を育成しうる可能性を持つのではないかと考えている。

Rule-making classes in the Public subject

Tetsuhisa ABE

Abstract :

In the Public subject, the public door unit is essential to acquire a framework for thinking in the classroom throughout the year. We developed and implemented an effective instructional plan for the public door unit to help students utilize the knowledge, perspectives, and ideas acquired in the unit. It became clear to use rule-making as an effective teaching material.